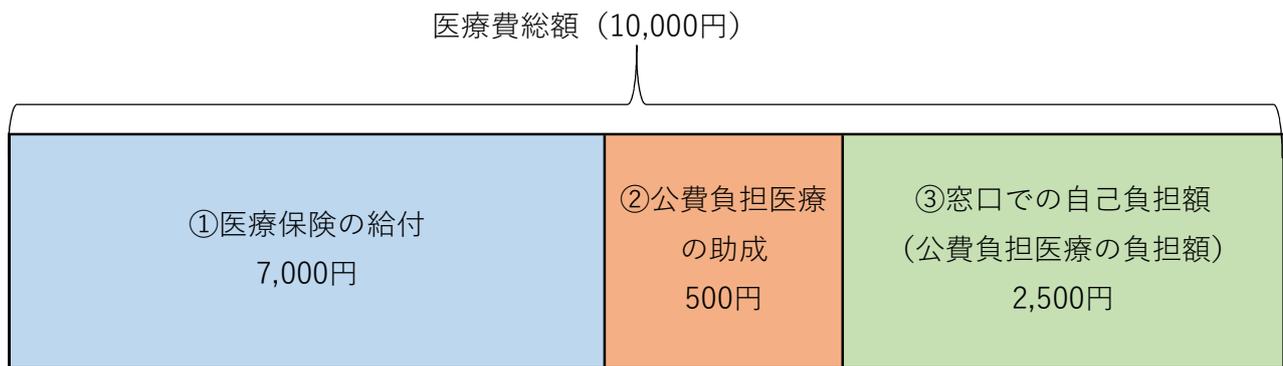


例) 公費負担医療の自己負担額2,500円、福祉医療の自己負担額600円  
医療費総額10,000円の場合

【R8.6月まで】

公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療の受給者証は医療機関等の窓口で利用できませんでした。



※還付申請後、福祉医療の助成1,900円 (2,500円－600円)を口座に振り込み。

【R8.7月から】

公費負担医療制度とあわせて福祉医療受給者証を医療機関等の窓口で利用できます。

